

(様式 1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	防災集団移転促進事業 (補助率 3/4) ②	事業番号	D-23-4
交付団体		仙台市	事業実施主体 (直接/間接)	仙台市 (直接)	
総交付対象事業費		977,225 (千円)	全体事業費	977,225 (千円)	
事業概要					
<p>(目的) 震災により大規模な宅地被害を受けた太白区緑ヶ丘 4 丁目地区等の住民について、安全が見込まれる地域への集団移転促進事業を行う。</p> <p>(事業費) 977,225 千円</p> <p>(予算措置状況) 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度当初予算に計上予定</p> <p>(本市復興計画における記載)</p> <p>「安全な住まいの土台を作る」市街地宅地再建プロジェクト・安全な暮らしに向けた宅地復旧・再建 (p10)</p> <p>「広範囲にわたり宅地に地すべりや崩壊のあった地区や、造成法面や擁壁等が大規模に損壊した箇所について、必要に応じて集団移転などの手法を検討し、安全で安心な暮らしの再建を図ります。」</p>					
当面の事業概要					
<p>(平成 24 年度) 事業費 241,438 千円 太白区緑ヶ丘 4 丁目地区における移転元の不動産鑑定、建物移転料調査、土地買取</p> <p>(平成 25 年度) 事業費 735,787 千円 太白区緑ヶ丘 4 丁目地区等における移転元の不動産鑑定、建物移転料調査、土地買取および転出する居住者への移転費用等</p> <p>太白区緑ヶ丘 4 丁目地区における移転先の用地取得、利子補給</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>丘陵地の事業対象となる区域は、地震による地盤の崩壊に伴う建物の全、半壊など極めて大きな被害を受けた地域である。通常の崩落対策等による地盤の恒久的な復旧は難しいと考えられるため、より安全な地域への集団移転を行う必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	64	事業名	(仮称) 農と食のフロンティアパーク仙台整備事業	事業番号	C-2-1
交付団体		仙台市	事業実施主体 (直接/間接)	仙台市 (直接)	
総交付対象事業費		67,700 (千円)	全体事業費	257,600 (千円)	
事業概要					
<p>(目的) 仙台市農業園芸センターは、平成元年 4 月に開設され、農業振興と市民の農業・園芸への触れ合いの場としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、仙台市東部地域の農地とともに、この農業園芸センターは大きな被害を受けた。</p> <p>これらの復興に際しては、「農と食のフロンティア」と位置付け、平成 24 年 3 月に認定された「農と食のフロンティア推進特区」により、新たな農業投資や、法人化等を促進してきたところである。</p> <p>これに加え、市民と農業との新たな関わり方を視野に入れ、農業園芸センターを中核的な支援拠点施設として位置付けて、再整備を行うものとする。</p> <p>(事業費) 257,600 千円 (予算措置状況) 平成 25 年度補正予算において計上予定 (9 月) (本市復興計画における記載)</p> <p>Ⅱ-4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト (21 ページ)</p> <p>「東部地域を「農と食のフロンティア」として復興するため、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、大学や研究機関、民間資本等との協力による市場競争力のある作物への転換や 6 次産業化の促進などの取り組みを支援します。」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> 事業費：67,700 千円 事業内容：大温室解体設計、大温室解体工事、施設改修設計</p> <p><平成 26、27 年度> 事業費：189,900 千円 事業内容：施設改修工事、地盤復旧工事、監理委託料</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>当施設は、津波により建物・設備に被害を受けており、一部の施設は現在も再開できない状況である。当施設が中心に位置する東部地域の農業は、大津波により未曾有の被害を受けており、復興に当っては、農業を新たな形で再生し、成長産業としての育成を図る必要がある。当施設を東部農地の復興を軸とする本市農業振興の拠点施設として事業を展開するため、管理研修棟や休憩棟の改修を行う必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>当施設が位置する東部地域においては、農地復旧及び除塩工事が行われている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	東部復興道路整備事業 ((主) 井土長町線)	事業番号	D-1-2
交付団体		仙台市	事業実施主体 (直接/間接)	仙台市 (直接)	
総交付対象事業費		46,000 (千円)	全体事業費	586,000 (千円)	
事業概要					
(目的) 大津波発生時に、沿岸地域から内陸部へ、車や人の避難にも配慮した避難路の整備を行う。具体的には、かさ上げを行う県道塩釜亘理線等と接続し、東西の避難路となる主要地方道井土長町線について、拡幅整備を行い、車による円滑な避難を可能とする。					
(事業概要) ・整備延長 約1.6km ・幅員 10.5m~15.0m					
(事業費) 586,000千円					
(予算措置状況) 平成25年度当初予算において計上					
(本市復興計画における記載) Ⅱ-1 (「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト) (11ページ) ・津波から避難するための丘や建物等の避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、仙台東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保します。					
当面の事業概要					
<平成25年度> 事業費: 46,000千円 事業内容: 地質調査、詳細設計、路線測量、用地測量					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の際に、渋滞などのために、車による避難の途中で津波に襲われ、命を落とす事例が多数生じたことから、車による効果的な避難を可能とする道路整備を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
今回、東西の避難路として位置付けた3路線については、災害復旧工事を実施し、平成24年度に完了している。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	東部復興道路整備事業 ((一) 荒浜原町線)	事業番号	D-1-3
交付団体		仙台市	事業実施主体 (直接/間接)	仙台市 (直接)	
総交付対象事業費		67,000 (千円)	全体事業費	590,000 (千円)	
事業概要					
(目的) 大津波発生時に、沿岸地域から内陸部へ、車や人の避難にも配慮した避難路の整備を行う。具体的には、かさ上げを行う県道塩釜互理線等と接続し、東西の避難路となる一般県道荒浜原町線について、拡幅整備を行い、車による円滑な避難を可能とする。					
(事業概要) ・整備延長 約 2.2 km ・幅員 10.5m~15.0m					
(事業費) 590,000 千円					
(予算措置状況) 平成 25 年度当初予算において計上					
(本市復興計画における記載) Ⅱ-1 (「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト) (11 ページ) ・津波から避難するための丘や建物等の避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、仙台東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保します。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 事業費 : 67,000 千円 事業内容 : 地質調査、詳細設計、路線測量、用地測量					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の際に、渋滞などのために、車による避難の途中で津波に襲われ、命を落とす事例が多数生じたことから、車による効果的な避難を可能とする道路整備を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
今回、東西の避難路として位置付けた 3 路線については、災害復旧工事を実施し、平成 24 年度に完了している。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

仙台市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	造成宅地滑動崩落緊急対策事業実施地区に係るまちづくり等支援事業	事業番号	◆D-14-1-2
交付団体	仙台市		事業実施主体 (直接/間接)	仙台市 (直接)	
総交付対象事業費	33,200 (千円)		全体事業費	33,200 (千円)	
事業概要					
(目的)					
①まちづくり計画策定等支援事業					
現地再建を基本とし、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施しているが、事業を行っている地区のうち、特に被害が甚大であった地区においては、住民の移転が進んでいる地区もあり、復旧を行っても従前と同様なコミュニティの維持が困難となる可能性がある。					
この状況のなか、地元では復旧後の「まちづくり」に重点をおき、防災性の向上や地域コミュニティの再生を図りながら、被災した住宅地の再建に向けた機運が高まっている。					
このことから、被災した住宅地の再建に向けた地元活動に対して、まちづくり専門家を段階的に派遣し、課題解決に向けた助言や、まちづくり計画案の作成活動を支援する。					
②滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業					
東日本大震災により、地盤の滑動又は崩落により被害を受けた土地及び損壊した擁壁等について、再度災害を防止するために施行する事業に要する経費の一部に充てるため、分担金を徴収する事としている。					
分担金徴収においては、減免、徴収猶予、分割納付などの制度を設けており、個々の事由により徴収状況が様々である。					
特に、分割納付の場合、最長 10 年の分割納付を認められるため、複数年にわたり毎年納付書を発出し、徴収業務を行うこととなるが、徴収業務を円滑に行う必要があるためシステムを構築するものである。					
(事業費) 33,200 千円					
① まちづくり計画策定等支援事業 : 10,500 千円					
・ 専門家派遣 : 50 千円/回 × 10 回/地区 × 3 地区 = 1,500 千円					
・ まちづくり計画策定支援 : 3,000 千円/地区 × 3 地区 = 9,000 千円					
※事業対象地区 : 折立五丁目、緑ヶ丘 4 丁目、東仙台 1 丁目地区					
② 滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 : 22,700 千円					
・ システム調達支援業務委託 : 2,700 千円					
※分担金徴収システム構築に必要な、業務仕様書及び業務フローなどを作成する業務。					
・ システム構築業務委託 : 20,000 千円					
(予算措置状況) H25 年度補正予算予定 (6 月補正)					
(本市復興計画における記載)					
「安全な住まいの土台を作る」市街地宅地再建プロジェクト・安全な暮らしに向けた宅地復旧・再建(P19)					
「広範囲にわたり宅地に地すべりや崩落のあった地区や、造成法面や擁壁等が大規模に損壊した箇所について、必要に応じて集団移転などの手法を検討し、安全で安心な暮らしの再建を図ります。」					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 事業費 : 33,200 千円					
①まちづくり計画策定等支援事業 : 10,500 千円					
・ 専門家派遣					

<p>地元では、被災した住宅地の再建に向けた機運が高まっているが、再建に向けたまちづくりの考え方や、まちづくりの手法などについて具体的な方策を見いだせられない状況にあるため、地元の活動に対し専門家を派遣し、その地区が抱えている課題整理、その地区の現状を踏まえたまちづくりの考え方、方向性などについて助言などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣により、まちづくりの考え方、方向性などが見出せた段階において、地元がまちづくりの計画を策定するにあたり、本市が計画策定の支援を行うため支援業務の委託を発注するものである。 <p>②滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業：22,700千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム調達支援業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 分担金徴収システム構築に必要な、業務仕様書及び業務フローなどを作成する業務。 ・ システム構築業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 分担金徴収システムの構築
--

東日本大震災の被害との関係

<p>①まちづくり計画策定等支援事業</p> <p>当該地区は、震災により地盤崩壊や擁壁損壊などの被害が発生し、住民の一部が移転避難している。宅地復旧に向けて滑動崩落防止工事を行うが、復旧後に従前の宅地に戻る人が少なく空き地が多くなるなど、地域コミュニティの維持に対して不安視する声が多い。そのため、地元まちづくり活動に対し支援を行い、被災した住宅地の再建を図る必要がある。</p> <p>②滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業</p> <p>被災した約5,000宅地のうち約5割は基幹事業で復旧することとなっているが、被災宅地の復旧にかかる費用の一部を分担金として徴収し、事業に要する経費の一部に充てることとしているため、分担金徴収業務を適切かつ円滑に行うシステムが必要である。</p>
--

関連する災害復旧事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-14-1
事業名	造成宅地滑動崩落緊急対策事業（補助率1/2）
交付団体	仙台市

基幹事業との関連性

<p>①まちづくり計画策定等支援事業</p> <p>基幹事業による宅地復旧工事を行った後、地元のまちづくり活動に専門家を派遣し、住民回帰や地域コミュニティの再生を支援する。これにより住宅地の早期再建が成され基幹事業の効果促進が図られる。</p> <p>②滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業</p> <p>復旧費用の一部負担を求めることで、自助の精神が培われ、結果、復旧擁壁の適切な維持管理がなされることにより、基幹事業の効果促進が図られる。</p> <p>また、分担金徴収業務を適切かつ円滑に行うことによって国費の軽減にも繋がる。</p>
--